

1 開 会 平成 27 年 3 月 17 日（火） 午後 2 時

2 場 所 三条市役所 第 2 庁舎 301 会議室

3 出席者 委員 14 名（欠席なし）

丸田会長、佐藤副会長、元川委員、高橋委員、川瀬委員、吉澤委員、安達委員、薄田委員、小越委員、鍋嶋委員、荒木委員、内山委員、大湊委員、栗山委員
事務局

近藤福祉課長、長谷川福祉課長補佐、丸山障がい支援係長、堀江主任、熊木主任、古俣主事

相談支援事業所

相談支援センターハート阿部相談支援専門員、相談支援事業つなぐ西潟相談支援専門員、相談支援事業所ひめさゆり目黒相談支援専門員、相談支援センター青空松永相談支援専門員

4 議 事

(1) 第 4 期三条市障がい福祉計画について

(2) その他

5 会議の経過及び結果（概要）

（丸田会長）

これより平成 26 年度第 2 回三条市地域自立支援協議会を開会する。

会議に先立ち、福祉課長から挨拶をお願いする。

（近藤福祉課長）

本日の議題については、第 4 期障がい福祉計画であるが、良い機会のため、三条市の福祉を取り巻く環境と方向性等についても説明させていただく。

三条市では、平成 27 年度から平成 34 年度までの市の最上位計画である「総合計画」を、2 月の臨時市議会で議決いただいた。その中で示している課題は、三条市の人口構造の変化についてである。まず、総人口については、平成 26 年度末は約 101,600 人。推計では、年間約 1,000 人程度のペースで減少し、16 年後の平成 42 年には 82,800 人になるという推計が出ている。

また、高齢者人口でいうと 65 歳から 74 歳の前期高齢者は、平成 33 年の 15,220 人をピークに急速に減少。また、75 歳以上の後期高齢者については、平成 42 年度までは増加を続けるが、そのあと減少していくという推計が示されている。

人口の動きとしては、10 代後半から 20 代前半にかけては、大学進学等による転出が顕著で大学を卒業してもなかなか地元に戻らないといった特徴が表れている。

従来の総合計画では、市の施策を満遍なく盛り込み作成してきたが、こうした課題が顕著になっていることもあり、次期総合計画は少子高齢化、人口減少に特化した計画の作りとなっている。そこに直結しない施策やセーフティーネットである福祉分野については、総合計画の中には盛り込まず、総合計画との関連性を保ちながら個別の計画を策定し、粛々と施策を進めていくことになっている。

また、現在 3 月定例議会が終了していないが、ある議員から一般質問で「障がい者の方々が、自立した日常生活または社会生活を、今以上に充実して営むことができるための取組について

どのように考えているか」と質問された。その質問に対して市長は、「平成26年度から障がい者居住支援拠点の整備に着手したところであり、居住余暇支援の充実を図り、障がい者の暮らしを支える拠点として位置付けた上で、障がい者拠点施設グッデイいきいきサポートセンターで展開する日中活動支援との連携による自立支援を進めていくこととする。また、特にこれから力を入れていかなければならないこととして、工賃アップに向けた取組、さらには、障がい者の雇用に積極的な県外のIT関連企業の誘致について有機的な連携の可能性を検討するため市内の社会福祉法人の方々とも話し合いを進めているところである。」という答弁を行った。

また、これらが実現すれば障がい者の大幅な収入アップのみならず、生活困窮者や若年層の雇用機会の拡大にもつながるということで、これから頑張っていきたいということであった。

市長のリーダーシップのもと、今、このような取組が進められていることをこの場で報告させていただいた。障がい支援については、障がい者拠点施設の開設に始まり、三条オリジナルの施策が始まったと考えている。これからゆっくりではあるが、形にして三条オリジナルの障がい者施策が一步一步着実に進めば良いと考えている。

冒頭申し上げたように、今日は、第4期障がい福祉計画ということで、10月の協議会や専門検討部会などで何度か協議を重ねてきたが、今日、また皆様から前向きな意見をいただくことでより良いものにしていきたいと考えている。よろしくお願ひしたい。

(丸田会長)

本日の会議の出席を報告する。委員定数14名のところ全員の出席となっており、半数以上の出席であるため、本日の会議が成立していることを報告する。

それでは、本日の資料について事務局から確認をお願いする。

(事前送付資料・本日配布資料の確認)

(1) 第4期三条市障がい福祉計画について

(丸田会長)

本日、大学で臨時の会議が入ってしまい、中座せざるを得なくなるかもしれない。そうなった場合、副会長へ議長をお願いする。

では、「第4期三条市障がい福祉計画について」事務局から説明をお願いしたい。

(丸山障がい支援係長)

資料1「第4期三条市障がい福祉計画(案)」、資料2「第4期三条市障がい福祉計画の概要」、資料3「障がい者居住支援拠点施設 長久の家(仮称)配置図・平面図」説明

(丸田会長)

パブリックコメントで意見がどの程度あり、この計画の中にその意見を反映したものがあるか紹介してもらいたい

(丸山障がい支援係長)

パブリックコメントの結果については、例年であれば1件程度あるが、今回はなかった。ただし、パブリックコメントの対象にはならない県外の方から指摘があり、その部分については訂正させてもらった。内容は、単純な言葉の書き損じであった。

(大湊委員)

長久の家の世話人について、全部で3人いるということなのか。

(丸山障がい支援係長)

各住居に1人ずつ配置されることになるため、3人いることになる。

(大湊委員)

世話人は、どの障がいにも理解のある方が良いと思うが、なかなかいないのではないかな。

(丸山障がい支援係長)

運営法人は県央福祉会であり、今までもグループホーム事業を展開している法人になる。グループホームも1か所ではなく、複数個所行っている。

また、世話人も決まった場所に1人を配置するわけではなく、ローテーションを組んで行っているため経験は豊富だと思う。その点を踏まえると、上手く対応していただけたらと考えている。

(高橋委員)

専門部会ですでに話をしたが、資料4ページの障がい福祉サービス費の推移が平成23年度と平成25年度を比較すると、27.9%増加しており相当大きい数字になっている。裏を返せば、三条市では沢山サービスを利用しているということに目が行き、第4期障がい福祉計画の進捗が停滞するような懸念が出てくるのではないかな。三条市のこれからの福祉をどういうものにしていくのか、この計画で経費が相当かかっているとすると、利用している側からすると、利用を控えなければならないと受け取ってしまうのではないかなという話が専門部会で出ていたため話をさせてもらった。

(丸田会長)

その点について、各委員の共通理解が必要と思われるため説明をお願いしたい。

(近藤福祉課長)

その心配については重々承知している。今まで、予算措置の中で予算が足りなくなるということなく対応してきているが、これから間違いなく、毎年30人程が学校を卒業するなど新たなサービス利用者となる。市の財政も、潤沢にあるわけではないため、考えていかなければならないが、サービス利用を控えるということもできない。高齢になっても行く場所がなく同じ事業所へ通い続ける滞留問題の解決や、福祉的就労から一般就労へという取組を少しずつ計画的に考えながら、財政も毎年予算措置できるようシミュレーションしながら進めていきたいと思っているためご理解いただきたい。

(川瀬委員)

高橋委員の発言は専門部会で聞いたが、市から明確な回答がなかったように感じていた。当然、総合支援法において、サービス等利用計画を立ててサービス利用することから経費が上がってきている。サービス等利用計画作成については、急ピッチで2年間かけて70%程度の達成率である。サービス利用したいという利用者がいれば、経費に直結するというのを専門部会ではっきり聞いたかったが言われなかった。今、課長が言ったことは、それを肯定する回答ということで良いかな。

現在、サービス等利用計画の達成率が73%で、来年1年かけて27%のサービス等利用計画を立てるとともに、新たなサービス利用者にはサービス等利用計画が必須のため、年間で平均30人の方が利用するということになる、その経費がずっとかかるという意味合いなのか。その見通しについてコメントをもらいたい。

(近藤福祉課長)

この計画における平成29年度までのサービス見込量に基づく金額的な部分について、ある程度シミュレーションをした中で計画に計上させてもらっている。

(川瀬委員)

では、私が言ったような方向性はあるということか。

(近藤福祉課長)

見込量は踏まえている。

(高橋委員)

サテライト型という形態で、アパートを使えるということだが、今年の4月1日から消防法が改正となり、グループホームの規制が厳しくなっている。サテライト型で、民間アパートや市の公営住宅へ入居するときに、消防法に規定された基準が満たされているところでサテライト型としてやるのか、基準を満たすように改修してから活用するのか市の考え方を聞かせてもらいたい。

(丸山障がい支援係長)

サテライト型はグループホーム事業の一形態になる。ただし、サテライト型住居については、グループホームの本体と異なり、大規模な設備の変更が必要ない。借りたままの形でグループホーム事業として使える。あくまでもアパートとしての消防法の適用のみで、サテライト型の部分では適用されない。

(高橋委員)

通過型訓練というのはとても魅力があるが、すぐ入れない状態の人もいる。今、我々の法人は単独型の短期入所事業を行っている。短期入所は、保護者の冠婚葬祭や緊急時のためのサービスだが、今後、単独型短期入所を訓練施設として、障がい福祉計画の中で推進するのかが聞かせてもらいたい。

私は、保護者と話をしながら1泊2日で1か月に5回など給付の度合いの少ない中で、ローテーションを組み合わせながら、若い子どもたちが、一人で入院しなければならないといったことが発生したときのための訓練としての短期入所利用を、日中通っている施設で行っている単独型ということで紹介しており、利用者に好評である。グループホームでの訓練型は必要だとは思いますが、単独型短期入所を訓練施設とする点について障がい福祉計画の中でどのように考えているか。

(丸田会長)

現状と計画で、どのように生かされているのか、生活訓練の部分について少し具体的な説明をお願いしたい。

(丸山障がい支援係長)

まず、障がい者とそのサービス提供体制の現状は、定員を増やすとすぐに埋まってしまう状態である。そこで、定員をどんどん増やしていけば空くのかというと、そうとは言えない。それは、サービス提供側である事業所運営の部分でもあるが、作ったからには職員を配置しなければならないし、利用してもらわないと事業としては成立しない部分がある。常に作って埋まる状態は、本当に必要な人が出てきたときに使えない状態が続くことになる。これをどのように解決していくかということ、増やしていく部分も必要だが、それ以外で手当てをしなければならない。

居住支援拠点構想においては、その点について何とかしたいと考えており、永住するのではなく、通過型のグループホームで、能力のある方はスキルを習得してもらい、地域へ出していく。そして、本当に必要なときに入れるような仕組みを作っていきたいと考えている。居

住支援拠点施設となる長久の家は、通勤寮として運営してきた経緯があり、この40数年の間に年間3～4人地域移行させている実績がある。そういった機能を引き継ぐ形を考えている。通常のグループホームと違うのは、通過型であるため通常のグループホームよりも沢山の機能が必要となる。例えば、宿直員の配置、世話人が常に宿泊できる設備の整備、地域生活支援員といった日常の生活訓練をサポートする職員を手厚く配置するといった機能を設けている。

この計画では、居住の部分に関して通過型の考えを取り入れたところであるが、今後、日中の部分についても通常型と通過型といった整理が必要であると考えている。これは、第4期障がい福祉計画において少しずつ地域での検討を進め、第5期障がい福祉計画で表明できればと考えている。

(高橋委員)

あくまでも日中系の支援をしているが、それが必ず居住につながっていく。だが、その居住につながる間に、単独型短期入所を上手く利用する仕組みを作っていけないと、即グループホームの利用が難しい人もいる。家庭ではなく、医療での対応が必要な人もいる。我々の法人の利用者でも、家庭では対応できず、医療機関と相談して一時的に入院という形で対応する場合もある。そして、病院で落ち着いても、家庭に戻ると家庭内の問題でまた暴れる方もいる。そうなると、どこが一番良いのかという問題もある。これからの障がい福祉計画の中に、具体的な形を示してもらいたい。

(元川委員)

私たちの法人も通過型のグループホームという話があり、障がい者は日中も訓練をして、夜間も訓練というのはどうなのかと思った。単独型短期入所で訓練することも大切なことだと思うが、日中は会社や福祉事業所で働いてくるため、居住の場というのは、やはり落ち着ける場でなければならぬと思う。もちろん力のある方は、ある程度の力が付いたら出て行ってもらおうということは当然だと思う。例えば、現在のように2年間の訓練で出なければいけないということではなく、個々に応じた支援の形態があるべきだと考える。

いからしの里でも短期入所を行っているが、ほとんどは保護者の介護休業がメインになっているため、本人の訓練というところに視点は置いていない。安心して生活するという面も必要なのではないかと思う。

(川瀬委員)

当法人は、地域活動支援センター事業を市から委託されているが、当法人はもともと精神障がい者の家族会から発展して日中系の事業を行っている。中でも就労継続支援B型は、すぐ定員になりなかなか利用できないことから、行政は相談があると地域活動支援センターを勧めるため、登録者が非常に多くなっている。地域活動支援センターの定員は30名だが、利用者は毎日来るわけではないため、現在、80名まで利用登録が増えている。これ以上は、受け入れたいが受けることによって混乱を招く上、知的障がい者で就労継続支援B型の事業所が見つければそちらへ行った方が良い方もいる。知的障がい者と精神障がい者では、同じ場で生活や訓練するにも合わないことがある。当法人として、精神障がい者の受け入れを考えたとき、国は10年以上の長期入院者を地域に返すことを積極的に行っており、それを受けた医療機関も長期入院者をできる限り退院させようとしているが、両親を含めた家族の高齢化、長期的な入院による社会生活への不安等により、中間施設の必要性が叫ばれている。三条市

には、地域活動支援センターは2つあるが、その中間施設となると厳密には1つに近いと思っている。地域活動支援センターを、今後、市として今の就労へ向けた支援の場所としての受け皿や地域移行のための受け皿としての位置付けについて、どう考えていくのか検討してもらいたい。ある雑誌で、「長期入院を避ける中で、ある程度落ち着けば病院から地域に戻される。だが、地域でも上手く生活できないということで、2～3か月後にまた入院するというのを繰り返している。それでは地域移行にならず、悪循環になっている方もいる」ということであり、理想は分かるが、現実の受け皿や社会的な仕組の移行に伴う必要な支援や支援体制が不足しているということを法人として強く感じる。障がい者の増加傾向として、精神障がい者が6.1%と他の障がい者と比べてここ何年間で増えているが、これだけ現代社会が複雑で多様化しているため、適応できずに精神的な病を発症する方が増えることは当たり前のことである。当然、3大疾病と同じくらいの数人がいるが、減ることはないと言われており、そこに福祉という観点を入れ込んで「精神」も3障がいに入っているため、もう少し検討してもらいたい。

(丸田会長)

事務局は、国からPDCAの採決を計画の中に盛り込むよう指針があり、今回、本体の2ページに3行程度で書いてある。実際に計画が策定され、それに基づいてサービス提供がなされていくが、そのプロセスで今日のような意見が出てきたときに、この協議会でどのように取り扱い、どう計画の修正をしていくのか基本的な考え方を改めて話していただけると良いのではないかと。

(近藤福祉課長)

現在、数値について計画の中で示させていただき、毎年度、具体的にどうしていくのか、どうだったのかを検証したいと思っている。

また、元川委員が言われたように、第5期障がい福祉計画に向けて居住をどのように考えていったら良いか、第4期障がい福祉計画では建設部分で開設に向けた準備を進めており、次の段階になると思うため、十分踏まえて検討させていただきたい。

(丸田会長)

2ページの「計画の検証及び見直し」という3行は、計画において大変重要であるため、改めて認識いただくとともに、平成27年度は進捗管理を目的とした本協議会も当然開催されると思われる。

(高橋委員)

計画で、長久の家の地域活動支援センターは土日の利用という説明を受けた。問題は、65歳でまだ働ける利用者である。今後、地域活動支援センターを利用せざるを得ないということか。土日に限ると、65歳で健康な方たちの平日の行き場はどこを考えているのか。

(丸山障がい支援係長)

今、言われたのは就労継続支援B型の利用者が中心になると思う。障がい者のサービス利用に関しては定年がなく、元気であれば一般の社会人とは異なり、働き続けることができる。ただ逆に、地域の社会資源として考えたときに定員の枠は限られている。例えば、月ヶ岡特別支援学校の卒業生たちは卒業後どこへ行くのかという問題がある。その点を踏まえ、方策の一つとして考えているのが、長久の家の余暇支援センターである地域活動支援センターである。長久の家の余暇支援センターでは、土日は趣味を中心に行うが、平日は就労継続支援

B型を利用していたものの身体機能が低下し、今までと同様の作業ができなくなった方たちを中心に、活動できる場所として考えている。

(高橋委員)

土日しか利用できないという構想ではないということか。

(川瀬委員)

当法人の地域活動支援センターの利用者がいっぱい、長久の家の地域活動支援センターという新たな活動の場が利用できるのであれば、分散して利用してもらおう。こういった位置付けになるか分からないが、地域活動支援センターとして、日中も利用できるような体制になり、市が委託するというのであれば、本人の状況や地域性を考えてそちらを利用してもらえば緩和する。

(佐藤副会長)

冒頭、申し出があったように、丸田会長は公務で退席したため、私が進行させていただく。皆様の意見を頂戴しているところだが、他にはいかがか。

(栗山委員)

6 ページの障がい者ヘルプカードの導入についてどういうものになるのか。自閉症の方は、比較的幼い頃からカードを使って対話することに慣れていていると思うが、大人になってから急にカードを使うということは、障がい者には難しいところがある。可能であれば、小学校の先生から日常的にカードを使ってもらおうなど、幼い時期から慣れていくと、その子たちが大人になった時にカードが使いやすくなると思う。そのため、学校の先生にも周知してもらいたい。

(丸山障がい支援係長)

ヘルプカードは名札のようなものをイメージしている。概要はまだ固まっていないため、栗山委員の助言は、今後に反映させていただく。例えば、カードに「今困っています」と書き、裏面に連絡先を書き、ここに連絡してくださいという内容にして持たせる。そして、支援者だけでなく、地域全体で本人の見守り等の支援が展開できれば良いと考えている。本人や家族への周知も大事だが、最も大事なのは一般市民の理解だと考えている。周知方法については、これからよく検討し、なるべく多くの人がヘルプカードを見たときに「このことだな」と分かるようにしていきたいと考えている。

(高橋委員)

私も栗山委員の意見はとても良いことだと思う。約9年前に、利用者が道に迷ったことがあり、保護者へカードを持たせるという提案をしたが、保護者から猛反対にあい、「なぜ自分から障がい者だと堂々と表明しなければならぬのか」と言われた。今は時代が変わり、「この子はちょっと道に迷っている」というときに「障がいのある方だな」と分かれば周りの人は助けてくれる。これはとても良いことだが、浸透させるためにはどういう段階で取り組むかきちんとしていかなければならない。子どものときから取り組んでいくことについても、保護者は了解すると思う。

(佐藤副会長)

ヘルプカードについては、周知方法が一番大事だということだった。学校との連携や広報等による周知などを検討してもらいたい。

本日は、委員の皆さんからたくさんの発言をいただいた。事務局から、今後の進め方も踏

まえた説明があったが、今回、提示された第4期三条市障がい福祉計画について了承することとしてはいかがか。

(全員了承)

(佐藤副会長)

異議なしということで、了承することに決定する。

(2) その他

(佐藤副会長)

続いて、「その他」について何かあるか。

(薄田委員)

サービスの見込量について、特別支援学校の高等部の進路調査に関する数値もここに含まれていると思うが、実際には1年生の時に確認する保護者の想いや本人の気持ち、本人の3年間の学習の積み上げなど様々なことがあり、実際の数値とズレが出てくると思う。最初に希望した先が、就労なのか、通所事業所なのかということもあるが、重心の方は将来の不安も大きいため、ぜひ実際に生徒の姿を見る機会を持ってもらいたい。

(佐藤副会長)

学校に来て、生徒を見てもらいたいということか。

(近藤福祉課長)

年に数回は担当係長含め、学校へ出向かせていただいている。見学会ではない別の機会を設定した方が良いかは検討させてもらいたい。実情をこちらも把握したいと思っている。

(薄田委員)

了解した。

(佐藤副会長)

これをもって、平成26年度第2回三条市地域自立支援協議会を閉会する。

閉 会 午後3時15分